

平成29年度宇都宮市防災会議

日時：平成30年 2月22日(木)

午後3時～午後4時

場所：宇都宮市役所14階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 「宇都宮市地域防災計画」修正案について・・・・・・・・・・資 料 1

(2) 「宇都宮市水防計画」修正案について・・・・・・・・・・資 料 2

4 その他

5 閉 会

宇都宮市防災会議委員名簿

区 分	機関の名称及び役職名	氏 名	根拠条文
会 長	宇都宮市長	佐 藤 栄 一	条例第 3 条第 2 項
1 号委員	関東財務局宇都宮財務事務所長	大 野 孝 広	条例第 3 条第 5 項 1 号
〃	関東農政局地方参事官（栃木支局長）	滝 沢 秀 樹	〃
〃	関東運輸局栃木運輸支局長	小 堤 健 司	〃
〃	宇都宮地方气象台次長	滝 沢 勝 彦	〃
〃	宇都宮労働基準監督署長	堀 澤 俊 孝	〃
〃	関東地方整備局下館河川事務所長	里 村 真 吾	〃
〃	関東地方整備局宇都宮国道事務所長	上 原 重 賢	〃
2 号委員	陸上自衛隊第 12 特科隊本部管理中隊長	佐 藤 広 勝	条例第 3 条第 5 項 2 号
3 号委員	栃木県宇都宮土木事務所参事（所長）	横 田 英 雄	条例第 3 条第 5 項 3 号
4 号委員	宇都宮中央警察署長	高 久 仁	条例第 3 条第 5 項 4 号
〃	宇都宮東警察署長	山 口 勝 隆	〃
〃	宇都宮南警察署長	中 田 光 男	〃
5 号委員	宇都宮市副市長	手 塚 英 和	条例第 3 条第 5 項 5 号
〃	〃	吉 田 信 博	〃
〃	〃 行政経営部長	中 里 良 久	〃
〃	〃 総合政策部長	本 橋 道 正	〃
〃	〃 理財部長	青 木 雄 一	〃
〃	〃 市民まちづくり部長	伊 沢 敬 一	〃
〃	〃 保健福祉部長	酒 井 典 久	〃
〃	〃 子ども部長	埴 雅 彦	〃
〃	〃 環境部長	柴 田 賢 司	〃
〃	〃 経済部長	矢古宇 克	〃
〃	〃 建設部長	飯 塚 由 貴 雄	〃

区 分	機関の名称及び役職名	氏 名	根拠条文
5号委員	宇都宮市都市整備部長	福 原 悟	条例第3条第5項5号
〃	〃 消防長	塚 田 雄 一	〃
〃	〃 上下水道事業管理者	桜 井 鉄 也	〃
6号委員	〃 教育長	水 越 久 夫	条例第3条第5項6号
7号委員	宇都宮市消防団長	福 田 治 雄	条例第3条第5項7号
8号委員	東日本旅客鉄道(株)宇都宮地区センター所長	菊 地 充	条例第3条第5項8号
〃	東日本電信電話(株)栃木支店長	村 田 和 也	〃
〃	日本赤十字社栃木県支部事務局長	入 野 好 市	〃
〃	日本放送協会宇都宮放送局長	松 本 春 枝	〃
〃	(株)栃木放送 報道制作局長	川 島 育 郎	〃
〃	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社長	大 浦 一 隆	〃
〃	東京ガス(株)宇都宮支社長	堀 内 忠	〃
〃	東武鉄道(株)東武宇都宮駅長	金 子 豊	〃
〃	東野交通(株)総務部長	大 山 房 夫	〃
〃	関東自動車(株)上席執行役員	落 合 義 則	〃
〃	日本通運(株)宇都宮支店長	小 泉 芳 久	〃
〃	(株)エフエム栃木 放送部長	佐 藤 望	〃
〃	(株)とちぎテレビ 報道制作局長	菊 池 幸 男	〃
9号委員	一般社団法人宇都宮市医師会長	片 山 辰 郎	条例第3条第5項9号
〃	宇都宮ケーブルテレビ(株)取締役総務部長	加 藤 靖	〃
〃	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 常務理事(事務局長)	大 島 一 夫	〃
〃	公益社団法人栃木県看護協会 会長	渡 邊 カヨ子	〃
10号委員	宇都宮市自治会連合会副会長	田 野 實 和 夫	条例第3条第5項10号

(計 47名)

「宇都宮市地域防災計画」修正案について

◎ 趣 旨

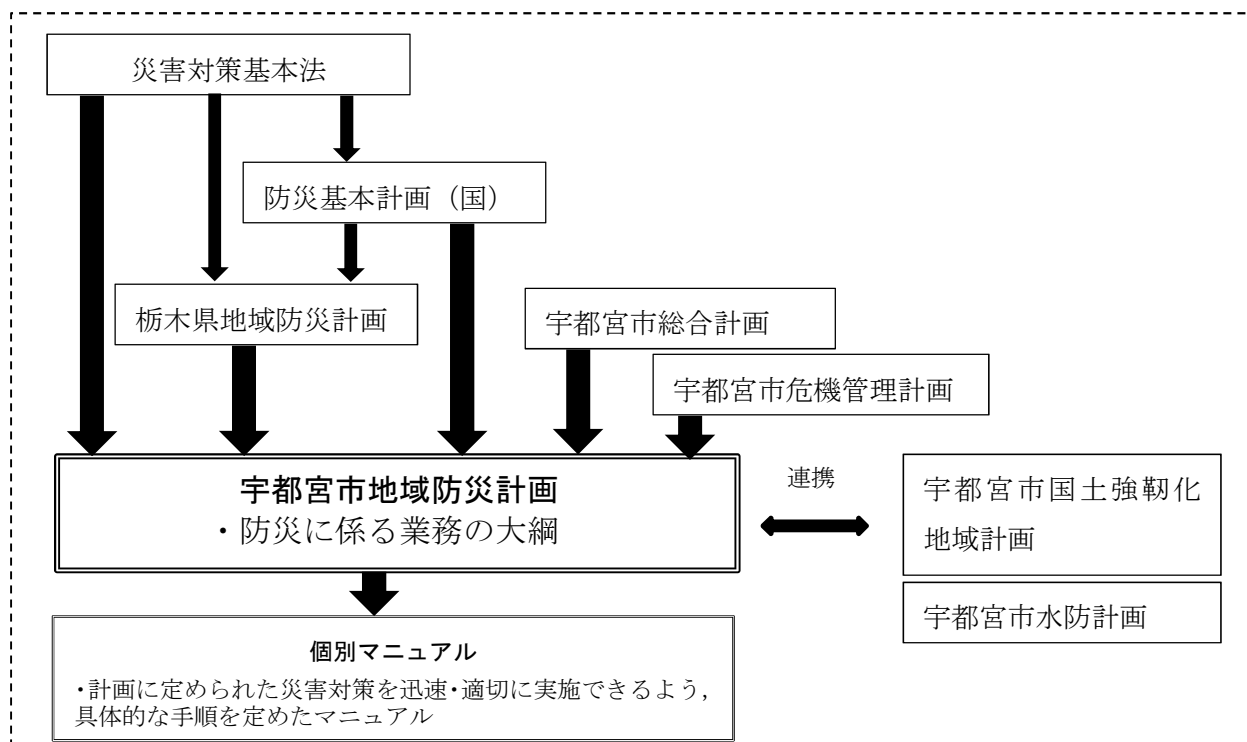
国の災害対策基本法や原子力災害対策指針等の改正，平成28年12月の県防災計画の改定，熊本地震等の教訓を踏まえ，本市の更なる防災体制の充実強化を図るため，地域防災計画の修正案について協議するもの

1 修正の目的

- 本市においては，市民の生命，身体及び財産を災害から守るため，昭和37年に「宇都宮市地域防災計画」を策定し，災害予防対策，災害応急対策，災害復旧に至る防災対策に総合的に取り組むとともに，東日本大震災等の教訓を踏まえた要配慮者の安全対策の強化等に努めてきた。
- このような中，国の関係法令等の改正のほか，大規模災害を想定した「受援体制」や「物流管理」等の体制整備や避難所における運営力の強化などの課題が指摘されたこと，平成29年3月に強くてしなやかなまちづくりに取り組むため「宇都宮市国土強靱化地域計画」を策定したことを踏まえ，本市の更なる防災体制の充実強化に向け，計画を修正する。

2 計画の体系

- 国の「防災基本計画」，指定行政機関，指定公共機関が作成する防災業務計画及び「栃木県地域防災計画」との整合を図る。
- また，「宇都宮市総合計画」や市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合，「宇都宮市国土強靱化地域計画」との連携を図る。



3 検討の経過

- 平成29年 6月26日 第1回宇都宮市危機管理本部会議（修正骨子案について）
10月31日 第2回宇都宮市危機管理本部会議（修正素案について）
11月15日～ 防災会議委員へ意見聴取・・・別紙1
11月17日～ パブリックコメントの実施・・・別紙2
平成30年 1月25日 第3回宇都宮市危機管理本部会議（修正案について）

4 「宇都宮市地域防災計画」（修正案）について

(1) 内容

- ・ 「宇都宮市地域防災計画」（修正案）の概要・・・別紙3
- ・ 「宇都宮市地域防災計画」（修正案）・・・別紙4

(2) 特徴

ア 女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営の強化

- ・ 女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などの個々の特性や置かれた立場に配慮した対策を盛り込んだ。
- ・ 地域と行政との連携による避難所運営力の強化を図るため、平時からの連携体制の構築や避難所運営訓練の実施などを盛り込んだ。

イ 車中泊や在宅避難など、避難所以外に避難した避難者に対する支援

- ・ 避難所以外への避難者からの申出等による避難者情報の把握や、必要な物資や情報の提供について盛り込んだ。

ウ 災害に強いしなやかなまちづくりの推進

- ・ 平成29年3月策定の「宇都宮市国土強靱化地域計画」と連携した防災対策として、各種計画に基づく橋りょうの計画的な耐震化や、耐震性等に配慮した緊急輸送道路の整備など、災害に強いしなやかなまちづくりの推進について盛り込んだ。

5 スケジュール

- 平成30年2月22日～ 議会報告，県報告，公表

防災会議委員からの意見及び対応案について

意見の内容	対応案
関東農政局栃木支局	
・組織改編による名称変更 変更前：農林水産省関東農政局宇都宮地域センター 変更後：農林水産省関東農政局栃木支局	・該当箇所の名称を修正 総則編 6ページ 震災対策編 80ページ
宇都宮地方気象台	
・「気象に関する情報、警報の系統図」中の「水防警報」は削除し、「水防警報に係る伝達系統図」に記載したほうがよい。	・「気象に関する情報、警報の系統図」から「水防情報」を削除するとともに、わかりやすい系統図とするために、「水防警報に係る伝達系統図」についても個別の情報は記載しない。 風水害・放射線等対策編 33ページ
・指定河川洪水予報は河川管理者と気象台の共同発表、水防警報は河川管理者の発表であるため、記載を修正し整合を図ったほうがよい。	・風水害・放射線等対策編 35ページを下記のとおり修正する。 【修正前】 宇都宮地方気象台が発表する注意報、警報、洪水予報、水防警報及び情報は 【修正後】 宇都宮地方気象台、栃木県や河川事務所が発表する防災情報（注意報、警報、気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水防警報）は
・浸水害や洪水に関する注意報・警報の発表基準は、雨量基準からそれぞれ表面雨量指数基準や流域雨量指数基準に変わっている。また、大雨特別警報も、特に警戒する事項を明記して発表している。このため、気象庁HPの記載と合わせた表記に修正したほうがよい。	・注意報や警報、特別警報に係る説明を、気象台HPの記載に合わせて修正する。 風水害・放射線等対策編 35～38ページ ・大雨警報について、特に警戒すべき事項を明記した表記に修正する。 風水害・放射線等対策編 37ページ
・記録的短時間大雨や竜巻注意情報の説明を、気象庁HPの記載と合わせたほうがよい。	・記録的短時間大雨や竜巻注意情報に係る説明を、気象台HPの記載に合わせて修正する。 風水害・放射線等対策編 38～39ページ
・平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」発表の運用開始により、東海地震のみに着目した情報の発表は行わないこととなっているため、地震対策編の「第4章東海地震の警戒宣言発表時の緊急対応対策」について修正が必要である。	・「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の政府の対応（平成29年9月26日中央防災会議幹事会決定）を踏まえ、震災対策編「第4章東海地震の警戒宣言発表時の緊急対応」202ページの前後に、下記のとおり追記する。 【追加】 「東海地震の警戒宣言発表時の緊急対応」については、国が南海トラフ地震に対する新たな防災対応を定めた際に見直すこととする。
宇都宮労働基準監督署	
・組織改編による名称変更 変更前：厚生労働省宇都宮労働基準監督署 変更後：厚生労働省栃木労働局宇都宮労働基準監督署	・該当箇所の名称を修正 総則編 6ページ
陸上自衛隊第12特科隊本部管理中隊	
・平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」発表の運用開始により、東海地震のみに着目した情報の発表は行わないこととなっているため、地震対策編の「第4章東海地震の警戒宣言発表時の緊急対応対策」について修正が必要である。	(宇都宮気象台からの意見と同じ)
・派遣要請時の連絡先に、勤務時間外（土日祝日含む）の連絡先を追加してほしい。 変更前：（内線235～239） 変更後：勤務時間内（8:30～17:00）内線235～239 勤務時間外（土日祝日含む）内線209、280	・勤務時間外の連絡先を追加 震災対策編 106ページ

<p>栃木県</p>	
<p>・栃木県防災行政ネットワークにより日本赤十字社栃木県支部も通信可能となっているため、「情報連絡・系統図」中の県防災行政ネットワーク網を示す矢印を追記してほしい。</p>	<p>・「情報連絡・系統図」の該当箇所矢印を追記 震災対策編 80ページ</p>
<p>・県の機構改革により、災害情報等の県への報告先と自衛隊への応援要請に係る県への報告先を、消防防災課から危機管理課へ変更してほしい。</p>	<p>・該当箇所の課名称を修正 震災対策編 86ページ 106ページ</p>
<p>・災害救助法において、「住宅関係障害物の対象戸数」「応急仮設住宅の建設戸数」「住宅の修理対象戸数」に係る制限は廃止されているため、削除が必要である。</p>	<p>・該当箇所を全文削除 震災対策編130, 169, 171ページ</p>
<p>・災害救助法が適用された場合の医師の報酬等の費用負担について、市が一旦払い、県へ求償する形となるが、現行では県が支払うように読めるため、表記の工夫をしてほしい。</p>	<p>・震災対策編143ページを下記のとおり修正する。 【修正前】 その適用の範囲で県が、(中略)負担する。 【修正後】 その適用の範囲で県へ求償するとともに、(中略)負担する。</p>
<p>・総務省勧告により、地域防災計画においてアスベストの飛散・ばく露対策を定めておくことが求められているため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月環境省)等を参考として取り扱うこと旨を追加した方がよい。</p>	<p>・震災対策編155ページ「第2章第17節廃棄物処理の実施」に下記のとおり追記する。 【追加】 有害物質等が含まれるなど、取扱いに特に注意が必要な災害廃棄物については、関係法令等に基づき適正に取り扱うこととし、特に環境影響が大きい石綿やPCB含有電気機器については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月環境省)や「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(平成16年3月環境省)等を踏まえ、石綿やPCBを含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。</p>
<p>・栃木県の人口が200万人未満になったため、「県全体の住家の滅失世帯数」の基準値を災害救助法適用基準に基づき修正が必要である。 ・県全体の住家の滅失世帯数(災害救助法第1条第1項第2号) 【修正前】2,000世帯以上 【修正後】1,500世帯以上 ・県全体の住家の滅失世帯数(災害救助法第1条第1項第3号) 【修正前】9,000世帯以上 【修正後】7,000世帯以上</p>	<p>・該当箇所を修正 震災対策編186ページ</p>
<p>・土砂災害予防対策における住民等への周知内容として、「異常を察知した場合の市又は警察への通報」を追加したほうがよい。</p>	<p>・風水害・放射線等対策編の該当箇所を下記のとおり修正する。 *急傾斜地災害対策(14ページ) 【修正前】豪雨等による崩壊の危険性を周知するとともに、 【修正後】豪雨等による崩壊の危険性や異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、 *土石流対策(17ページ) 【修正前】豪雨等による土石流発生の危険性を周知するとともに、 【修正後】豪雨等による土石流発生の危険性や異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、 *山地災害対策(17ページ) 【修正前】危険地区の周知を図るとともに、 【修正後】危険地区や異常を察知した場合の市又は警察への通報を周知するとともに、</p>
<p>・平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」発表の運用開始により、東海地震のみに着目した情報の発表は行わないこととなっているため、地震対策編の「第4章東海地震の警戒宣言発表時の緊急対応対策」について修正が必要である。</p>	<p>(宇都宮気象台からの意見と同じ)</p>

<p>日本赤十字社栃木県支部</p> <p>・日本赤十字社の役割について、「日本赤十字社救護規則」に定める災害救護業務の表現に統一したい。</p> <p>【修正前】</p> <p>(1) 医療救護班の派遣及び助産救護の実施に関すること。</p> <p>(2) 救援物資の配分及び供給に関すること。</p> <p>(3) 救助に関する団体及び個人による協力活動の連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 義援金の募集及び配分に関すること。</p> <p>【修正後】</p> <p>(1) 医療救護に関すること。</p> <p>(2) 救援物資の備蓄及び配分に関すること。</p> <p>(3) 災害時の血液製剤の供給に関すること。</p> <p>(4) 義援金の受付及び配分に関すること。</p> <p>(5) その他災害救護に必要な業務に関すること。</p>	<p>・該当箇所を修正 総則編 8ページ</p>
<p>東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社</p> <p>・組織改編による名称変更 変更前：東京電力株式会社栃木支店宇都宮支社 変更後：東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社</p>	<p>・該当箇所の名称を修正 総則編 8ページ 震災対策編 6, 180ページ</p>
<p>・組織改編による名称変更 変更前：東京電力株式会社 変更後：東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p>・該当箇所の名称を修正 風水害・放射線等対策編 85ページ</p>
<p>宇都宮市社会福祉協議会</p> <p>・災害ボランティアセンターの円滑な運営や効果的な災害ボランティア活動を実現するためには、市からの支援が重要であることから、災害ボランティアセンターや災害ボランティア活動に対して市からの支援する旨を明記してほしい。</p>	<p>・震災対策編「第2章第15節災害ボランティアの活動への支援」148～149ページを下記のとおり修正する。 *災害ボランティアセンターへの支援</p> <p>【修正前】 災害ボランティアセンターの運営に協力するなど、緊密な連携を保持する。</p> <p>【修正後】 災害ボランティアセンターの運営を支援・協力するなど、緊密な連携を保持する。</p> <p>*災害ボランティア活動への支援</p> <p>【修正前】 必要な機器・資材及び活動の拠点を提供する。</p> <p>【修正後】 必要な機器・資材及び活動の拠点の提供などの支援を行う。</p>
<p>栃木県看護協会</p> <p>・災害時に職能団体として要請に応え、活動することができるよう、地域防災計画上の位置づけや指揮系統について明示してほしい。</p>	<p>・「災害時における医療活動の指令、通報系統図」において、県看護協会や市医師会など具体的な職能団体名称を追記 震災対策編 141ページ</p>
<p>宇都宮市自治会連合会</p> <p>・新たに盛り込まれた「市と自主防災組織等の団体との連携による訓練の実施」は重要なポイントであり、今後、地域と行政が一体となって、避難所運営の全市的な基準となるようなマニュアルを作成し、連携した訓練を実施してほしい。</p>	<p>・避難所の管理・運営方法に係る手引き等を整備することを追記 震災対策編 44ページ</p>

「宇都宮市地域防災計画」（素案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成 29 年 11 月 17 日 ～ 12 月 22 日 まで
- (2) 意見の応募者数 2 名 (男性 1 人, 女性 1 人)
意見数 5 件
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数			2			2

2 意見の処理状況

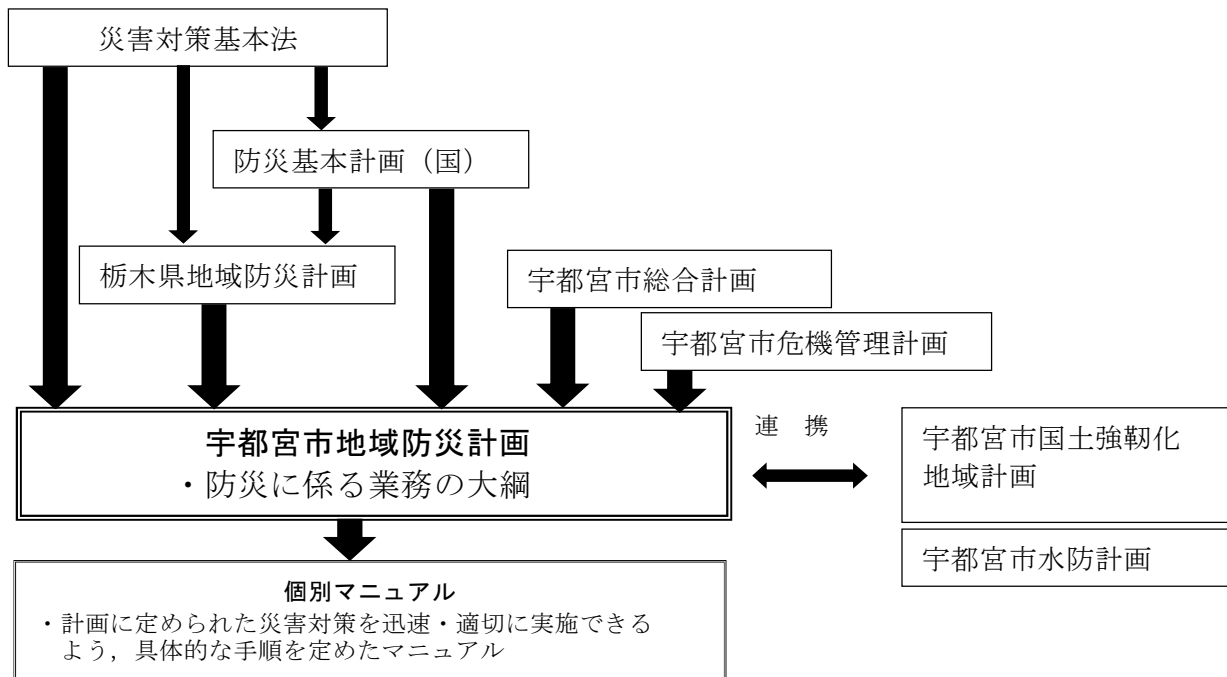
区分	処 理 区 分	数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	1
B	意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの	2
C	計画の参考とするもの	
D	計画に盛り込まないもの	
E	その他、要望・意見等	2
	計	5

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	避難する際の具体的な非常用持出品等をわかりやすく計画に記載して欲しい。	B	地域防災計画では、具体的な非常用備蓄や避難行動などについて、「宇都宮市わが家の防災マニュアル」や出前講座等により啓発を行うこととしております。 今後とも、防災マニュアルをより多くの市民に配布し、市民にわかりやすい周知啓発に努めてまいります。
2	市民が理解しやすく、いざ災害が発生した時に自らが行動しやすいよう、わかりやすい文章や具体的な事例などを用いたものにした方がよい。	B	地域防災計画では、災害発生時に取るべき行動や避難情報の意味などについて、「宇都宮市わが家の防災マニュアル」等により啓発を行うこととしております。 今後とも、わかりやすい文章や具体的な事例などを用いた防災マニュアルをより多くの市民に配布し、周知啓発に努めてまいります。
3	震災対策編の第2章「第8節 広報広聴の実施」の広報方法にはテレビやインターネット等の記載はあるが、スマートフォンを所有する人が最も活用しているSNSについては記載がないが、SNSを活用した広報を実施しないのか。	A	災害時における広報方法につきましては、具体的な広報手法の例示として、登録制メール配信やテレビ、インターネットなどに加え、SNSによる広報を追加しました。
4	避難所において他の避難者からペットを邪魔者扱いされないようにして欲しい。	E	地域防災計画では、避難所において他の避難者の生活空間と分離された場所の確保に努めるとともに、飼い主の役割についても示したところであります。今後も、ペットの同行避難に向けた平時からの備えや避難所における配慮事項などについて周知啓発に努めてまいります。
5	「女性や要配慮者の視点を踏まえた対策の充実」を計画に反映させたとのことであり、適切な対策の実施をお願いしたい。	E	地域防災計画では、避難所運営の基本方針や具体的な対策を盛り込んだところであります。今後につきましては、地域防災計画に基づく対策については、迅速かつ確に実施することが出来るよう、地域と行政等が連携した避難所運営訓練などに取り組み、地域防災力の強化に努めてまいります。

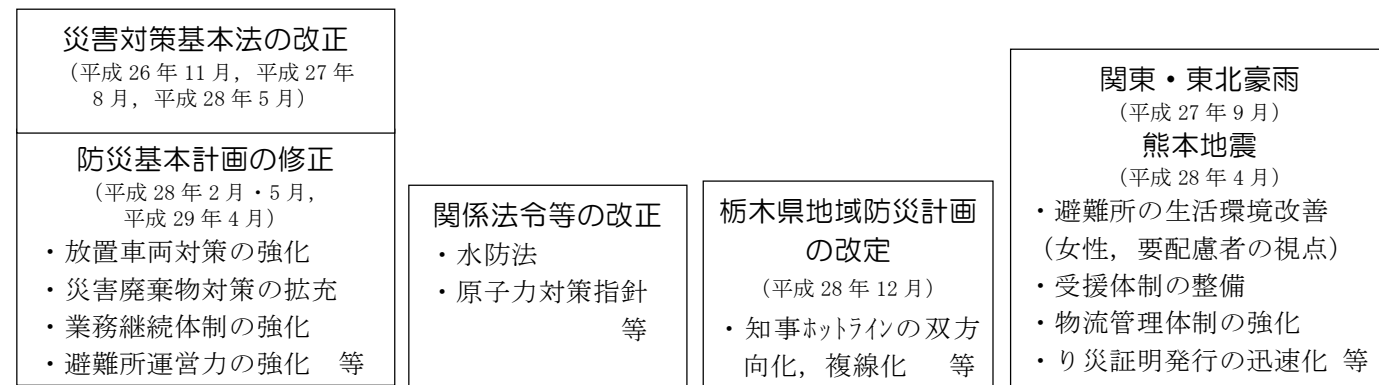
1 計画修正の趣旨

- 本市においては、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、昭和37年に「宇都宮市地域防災計画」を策定し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧に至る防災対策に総合的に取り組んできた。
- このような中、国の「災害対策基本法」等の関係法令等の改正のほか、平成27年関東・東北豪雨や平成28年熊本地震等において指摘された課題や、強くてしなやかなまちづくりを推進する「宇都宮市国土強靱化地域計画」を平成29年3月に策定したことを踏まえ、本市の更なる防災体制の充実強化に向け、計画を修正する。

2 計画の構成及び体系



3 計画修正の経緯



宇都宮市地域防災計画の修正

- 【修正の視点】
- (1) 災害対策基本法等の関係法令等との整合
 - (2) 女性や要配慮者の視点を踏まえた対策の充実
 - (3) 近年発生した大規模災害の教訓等への対応

4 宇都宮市地域防災計画の主な修正内容

- (1) 災害対策基本法等の関係法令等との整合
 - 避難準備情報等の名称変更（内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」見直しへの対応）
 - 「避難準備情報」⇒「避難準備・高齢者等避難開始」, 「避難指示」⇒「避難指示（緊急）」へ変更
 - 道路啓開体制の整備（災害対策基本法の改正への対応）
 - 道路管理者による放置車両等の移動やそのために必要となる障害物の取用・処分等の措置を追加
 - 浸水想定区域内等における要配慮者利用施設の設定（水防法等の改正への対応）
 - 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
 - ※ これらの施設による避難確保計画の作成や避難訓練の実施等を追加
- (2) 女性や要配慮者の視点を踏まえた対策の充実
 - 女性や要配慮者の視点到配慮した避難所運営の強化
 - 避難所運営における平時からの地域と行政の連携体制の構築や訓練の実施を追加
 - 避難所運営の基本方針を明確化
 - ※ 要配慮者や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に立った運営、避難者の自助や共助による自主的・主体的な行動等
 - 女性や要配慮者の視点による対策の強化
 - ※ 女性からの相談等への女性職員による対応、女性専用物干し場の確保、妊婦に対する炊事等作業分担の負担軽減、「障がいのある人に対する情報バリアフリー推進ガイドライン」に基づく情報の伝達、外国人に対するやさしい日本語や複数言語による情報提供等
 - 車中泊など避難所以外に避難した避難者に対する支援の強化
 - 避難所以外への避難者からの申出等による避難者情報の把握や必要な物資・情報の提供を追加
- (3) 近年発生した大規模災害の教訓等を踏まえた対応
 - 災害に強いしなやかなまちづくりの推進
 - 「宇都宮市国土強靱化地域計画」を踏まえ、道路や橋りょうなどの陸上輸送に係る計画的整備などを追加
 - 業務継続体制の確保
 - 「宇都宮市業務継続計画（震災編）」について、地域防災計画における位置づけを明確化
 - 他自治体等からの応援職員の受入れに係る体制として、応援者受入本部の設置を追加
 - 災害廃棄物等の処理体制の強化
 - 事前の仮置場候補地の選定や災害廃棄物の分別区分の想定、災害廃棄物等の処分スキームの明確化
 - 自助・共助による地域防災力の向上
 - 生活再建に向けた保険加入や日常備蓄の取組、避難情報に応じたとるべき行動など、防災知識の普及啓発の充実について追加

5 宇都宮市地域防災計画（修正案）の特徴

- ◆ 女性や要配慮者の視点到配慮した避難所運営の強化
 - 女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などの個々の特性や置かれた立場に配慮した対策を盛り込んだ。
 - 地域と行政が平時から連携体制を構築することや、避難所運営訓練の実施などを盛り込んだ。
- ◆ 車中泊や在宅避難など、避難所以外に避難した避難者に対する支援
 - 避難所以外への避難者からの申出等による避難者情報の把握や、必要な物資や情報の提供を盛り込んだ。
- ◆ 災害に強いしなやかなまちづくりの推進
 - 「宇都宮市国土強靱化地域計画」を踏まえ、各種計画に基づく道路や橋りょうの整備等を盛り込んだ。

「宇都宮市地域防災計画」の主な修正内容について

1 修正の視点

(1) 災害対策基本法等の関係法令等との整合

- ・ 「災害対策基本法」等が改正され、道路啓開体制の整備や避難所の衛生管理等について追加されたことから、改正内容との整合が図れるよう、計画に反映

(2) 女性や要配慮者の視点を踏まえた対策の充実

- ・ 避難生活における女性や要配慮者の安全・安心の確保に向け、個々の特性や置かれた立場に配慮した対策が求められていることから、女性や要配慮者の視点を踏まえた対策を計画に反映

(3) 近年発生した大規模災害の教訓等への対応

- ・ 平成27年関東・東北豪雨や平成28年熊本地震において顕在化した支援物資の物流管理や被災者支援などの諸課題等について、対策を充実する必要があることから、近年発生した災害の教訓などを踏まえた対策を計画に反映

2 主な修正内容

(1) 災害対策基本法等の関係法令等との整合

ア 避難準備情報等の名称変更

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」の見直しにより、これまでの「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」が「避難指示（緊急）」に変更されたため、これを踏まえた名称の変更を行う。

[主な修正箇所]

編	章	節	項目	修正箇所	頁
震災	2	4	第1	避難勧告等の発令	87

イ 道路啓開体制の整備

大規模災害時、道路上の大量の放置車両や立ち往生車両により、救助や緊急物資輸送等の緊急車両の通行が妨げられることのないよう、災害対策基本法の改正を踏まえ、道路管理者による放置車両等の移動、そのために必要となる障害物の収用・処分等の措置を追加する。

[主な修正箇所]

- ・ 車両の移動措置を命令、若しくは道路管理者自らによる移動の実施
- ・ 民有地の一時使用や竹木等障害物の収用・処分の実施

編	章	節	項目	修正箇所	頁
震災	2	10	第1	道路障害の除去	129

ウ 有害物質等を含む災害廃棄物への対策の強化

有害物質等が含まれるなど、取扱いに特に注意が必要な災害廃棄物については、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省）や「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成16年3月環境省）等を踏まえ、適切に取り扱うことを追加する。

編	章	節	項目	修正箇所	頁
震災	2	17	第3	災害廃棄物の処理	155

エ 浸水想定区域内等における要配慮者利用施設の設定

要配慮者が利用する施設において、洪水や土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある時に迅速に避難できるよう、水防法等の改正を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画に定め、これらの施設による避難確保計画の作成や避難訓練の実施等を追加する。

〔主な修正箇所〕

- ・ 区域内の要配慮者利用施設において避難確保計画の作成や教育・訓練の実施
- ・ 要配慮者利用施設による避難確保計画作成等に対する支援や指示等の実施

編	章	節	項目	修正箇所	頁
風水	1	16	第2	4 要配慮者利用施設における対策	22

オ 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の対応

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、東海地震のみに着目した情報の発表は行わないこととなったことから、国が新たな防災対応を定めた際に本章を見直すこととする旨を追加する。

編	章	節	項目	修正箇所	頁
震災	4			東海地震の警戒宣言発表時の緊急対応対策	202

(2) 女性や要配慮者の視点を踏まえた対策の充実

ア 女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営の強化

女性や乳幼児、高齢者、障がい者など多様な人々が一時的に避難所で生活を送る上で、避難者の健康を維持し、自分らしく生活できる環境を整えることが重要である。

このため、避難所の迅速な開設・運営における平時からの地域と行政との連携体制の構築や訓練の実施を新たに追加するとともに、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営の基本方針を明確化、プライバシー確保や防犯対策等の充実、さらには、発達障がい者や外国人に対する配慮を新たに追加する。

〔主な修正箇所〕

- ・ 自主防災組織や社会福祉協議会等と、避難所の管理・運営についての事前検討や、訓練の実施

- ・ 避難所運営の基本方針として6点を明示

① 市による避難者の救援救護
② 自主防災組織を中心とした自助・共助と自主性・主体的な行動
③ 要配慮者や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に立った運営
④ 避難所以外への避難者に対する支援
⑤ 通勤・通学者や帰宅困難者等への公平な対応
⑥ 環境変化への的確な対応
- ・ 女性や要配慮者の視点による対策の強化

・ 女性からの要望・相談への女性職員による対応や女性専用物干し場などの確保
・ 妊婦に対する炊事・掃除等作業分担の負担軽減
・ 単身の高齢避難者の孤立を防ぐ声掛け
・ スロープ等段差解消設備の迅速な設置
・ 発達障がいを含む障がいの特性を踏まえた情報伝達や居住スペースの確保
・ 外国人に対するやさしい日本語や複数言語による情報提供 など

編	章	節	項目	修正箇所	頁
震災	1	1 1	第2	2(3) 避難所の整備	4 3
震災	1	1 1	第3	避難所の管理・運営体制の整備	4 4
震災	2	4	第5	避難所の管理運営	9 2

- イ 車中泊など避難所以外に避難した避難者に対する支援の強化
 車中泊や在宅避難など、避難所以外への避難者の把握や物資提供などの支援の実施を新たに追加する。

[主な修正箇所]

- ・ 避難所以外への避難者から避難所等への申出等による避難者情報の把握
- ・ 立ち寄った避難所での必要な物資や情報の提供

編	章	節	項目	修正箇所	頁
震災	2	4	第6	避難所以外への避難者に対する支援	9 7

(3) 近年発生した大規模災害の教訓等への対応

- ア 災害に強いしなやかなまちづくりの推進

「宇都宮市国土強靱化地域計画」と連携した防災対策を地域防災計画に定めるととし、関連計画に基づく道路や橋りょう等の整備について追加する。

[主な修正箇所]

- ・ 「宇都宮市国土強靱化地域計画」との連携を明示
- ・ 「宇都宮市長寿命化修繕計画」などの関連計画に基づき、橋りょう等の耐震化や、耐震性に配慮した緊急輸送道路の整備などの実施

編	章	節	項目	修正箇所	頁
総則		1	第4	2 総合計画との関係	2
震災	1	1	第4	道路・橋りょう等の整備	3
震災	1	1 2	第1	2 陸上輸送体制の整備	4 5

イ 業務継続体制の確保

災害時に迅速な応急対策に取り組む中においても、継続する必要がある優先度の高い通常業務等を取りまとめた「宇都宮市業務継続計画（震災編）」について、地域防災計画における位置づけを明確化するとともに、他自治体等からの応援者受入に係る体制として、応援者受入本部を追加する。

〔主な修正箇所〕

- ・ 災害時においても優先度の高い通常業務を継続できる全庁体制を構築するため、必要な資源の確保や訓練等の実施を定めた業務継続計画の策定
- ・ 他自治体等からの応援者を受け入れる際には、応援者と応援を受け入れる部との調整を行う「応援者受入本部」の設置

編	章	節	項目	修正箇所	頁
震災	1	5	第1	1 業務継続体制の確保	2 0
震災	2	1	第4	業務の継続	7 4
震災	2	6	第1	3 応援受入体制	1 0 5

ウ 災害廃棄物等の処理体制の強化

災害時、大量に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理することができるよう、事前の仮置場候補地の選定や災害廃棄物の分別区分の想定、災害廃棄物等の処理やりサイクル、処分スキームの明確化を図る。

〔主な修正箇所〕

- ・ 災害廃棄物を一時的に集積し分別処理を行う仮置場候補地を事前に選定
- ・ 災害廃棄物の分別区分を事前に想定
- ・ 腐敗等により生活環境を悪化させるものを優先的に処理、処理期間の短縮を図るため、既存のリサイクルスキームを活用

編	章	節	項目	修正箇所	頁
震災	1	1 6		廃棄物処理体制の整備	5 6
震災	2	1 7		廃棄物処理の実施	1 5 4

エ 自助・共助による地域防災力の向上

大規模災害に備え、減災を図るためには、自助や共助による取組が重要であることから、生活再建に向けた保険加入や日常備蓄の取組、避難情報に応じたとるべき行動など、防災知識の普及啓発の充実を図る。

〔主な修正箇所〕

- ・ 保険加入等の自助対策についての周知啓発

- ・ 非常用備蓄や洪水時などの周囲の状況に応じた屋内退避等の避難行動についての周知啓発

編	章	節	項目	修正箇所	頁
震災	1	2	第2	市民に対する防災知識の普及	10

「宇都宮市水防計画」修正案について

◎ 趣 旨

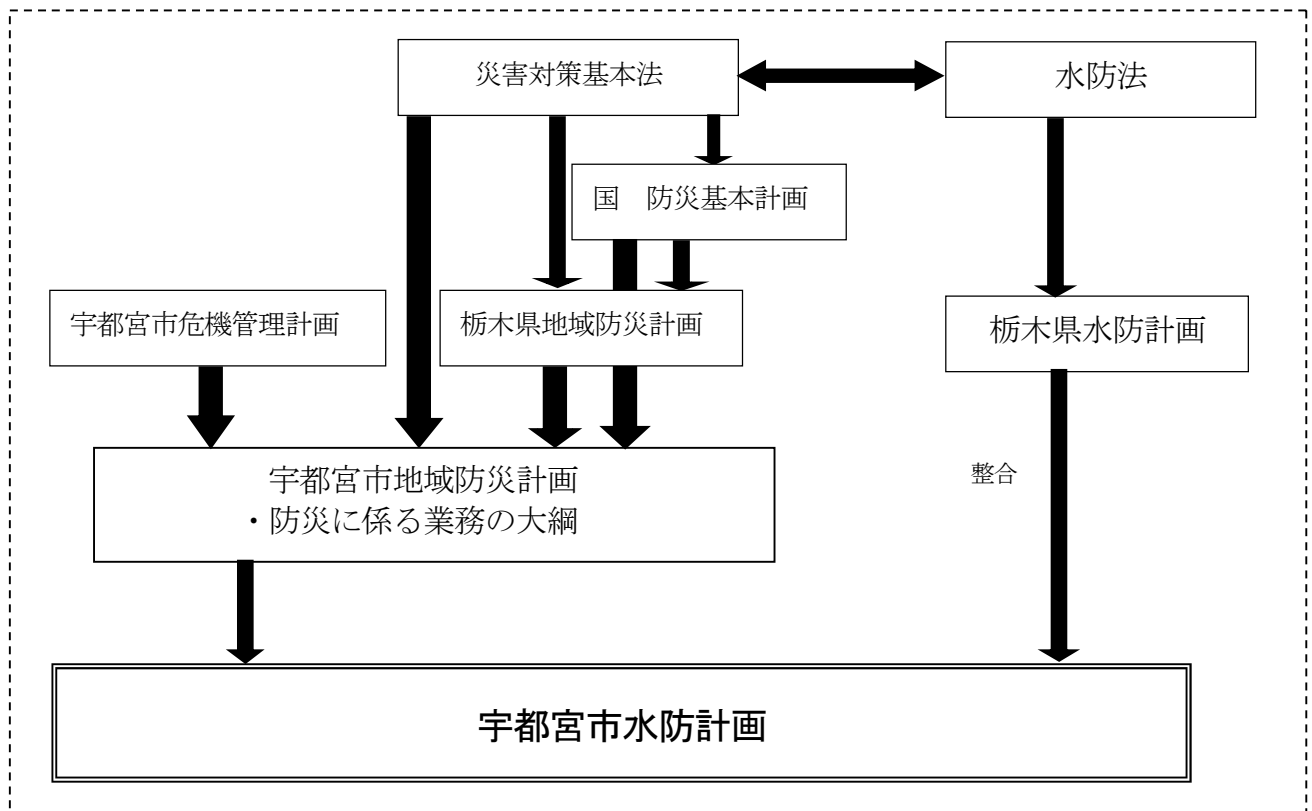
国の水防法の改正，平成29年7月の県水防計画の改定を踏まえ，洪水などによる被害を軽減し，本市の更なる水防体制の充実を図るため，市水防計画の修正案について協議するもの

1 修正の目的

- 本市においては，水防法（昭和24年6月4日法第193号以下「法」という。）第33条の規定に基づき，県の水防計画に応じ，「宇都宮市水防計画」を策定し，本市の水防上必要な監視や通信等の水防活動や他水防管理団体等との協力応援，水防に必要な器具等の運用などの水防対策に取り組むとともに，洪水に際し適切円滑な水防対策が実施できるよう，体制整備等に努めてきた。
- このような中，水防法の改正のほか，気象庁の警報等の発表基準の変更等を踏まえ，計画を修正する。

2 計画の体系

「栃木県水防計画」や「宇都宮市地域防災計画」との整合を図る。



3 検討の経過

平成29年	9月	下旬	宇都宮地方気象台へ意見照会
	10月	31日	第2回宇都宮市危機管理本部会議（修正素案について）
	12月	中旬	栃木県県土整備部河川課等へ意見照会
平成30年	1月	25日	第3回宇都宮市危機管理本部会議（修正案について）

4 「宇都宮市水防計画」（修正案）について

(1) 内容

- ・「宇都宮市水防計画」（修正案）・・・・・・・・・・別紙

(2) 主な修正内容

- ア 鬼怒川の「避難判断水位」※1及び「氾濫危険水位」※2等の変更に伴い、計画に反映
- ※1 避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を要する水位
 - ※2 河川などにおいて水位が増し、堤防から溢れて氾濫する危険性が生じ出す水位
- イ 宇都宮地方気象台による気象及び洪水の予報、警報の発表については、「降水量基準」※3から「指数基準」※4に変更となったことから、計画に反映
- ※3 一定時間に降ると予測される雨量を基にした基準
 - ※4 地面の状態や地質、傾きなどをもとに「降った雨が地表面にどの程度たまっているか」の状況を示す指数
- ウ 「重要水防箇所」及び「水防倉庫ごとの資器材の備蓄状況」については、毎年見直しを図り、最新の状況を保持する必要性があることから、資料編に移行し管理
- エ 宇都宮市消防局への名称変更及び消防救急デジタル無線導入等について計画に反映

5 スケジュール

平成30年 2月22日～ 議会報告、県報告、公表